JHU NEWS No.99 2023.07.17

ＪＡＬ被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp https://jhu-wing.main.jp/

7／7 都労委調査報告 ①国交省事件（第 7 回） ② JAL 事件第（第 15 回）

7 月 7 日、東京都労働委員会（都労委）において、国交省事件（団交拒否）と JAL 事件（団交拒否/不誠実交渉、組合間差別）の調査が行われました。次回以降、証拠調べも含め、今後の進め方が検討される予定です。

国交省事件 13：30～

組合から、第 4 準備書面を提出

国交省 組合主張への反論書面は出さない

次回は今後の進め方が検討されます

組合代理人から、国交省の準備書面（3）に対する反論について補足説明

国交省の指導監督権限の法的根拠について、更に詳しく補充した。国交省が労働法 7 条の使用者に該当するか否か。国交省が主張する「朝日放送事件」の最高裁判例は、他社から派遣された労働者が派遣先の管理職から指揮命令を受けていた事案であり、親子会社の事案（子会社の労組の親会社に対する団交請求）には、当てはまらない。「朝日放送事件」の判断基準をもって、団体交渉の使用者に関する全てのケースを判断することは出来ない。労働法の通説は、「現実かつ具体的な支配力」を有する親会社に、団体交渉上の使用者の地位を認めるとなっている。

組合から、前回以降の状況を報告

- 国交省に 4/24 付の請願書を提出したが、「FAX で充分」と言われ、直接請願はできなかった。7/5 に官民共同で公共交通機関の安全問題として請願した。航空事業課から一人だけの出席。個別企業の問題であり、関与することは適切でないとの発言。
- 安全報告書で、2011 年 3 月末時点で必要人員体制が乗務員で 735 人下回っていることが判明。解雇された 2010 年 12 月 31 日の人員削減状況、配置数は国交省が把握しているはず。明確にしてほしいこと、再度交渉の場を持って頂きたいことを要望したところ、持ち帰ると答弁。
- 空港施設の社長人事問題や民間航空への天下り問題で批判を浴びている。国交省の許認可権限は絶大。争議を解決したいので、団交を申入れている。

調査で確認された事項

・組合からの反論書面に対し、国交省は反論しない
・次回までに組合は証人申請書を提出する
・次回、委員会は証拠調べが必要かどうかを含め、今後の手続きを検討する

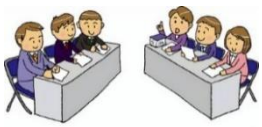

★次回は 9 月 15 日（金）10：00～

JAL 事件　14：30～

組合から、第 11 準備書面（団交拒否/不誠実交渉）と、第 2 準備書面（組合間差別）を提出

＜組合間差別＞

組合　２労組と話が進んでいた状況を提示

JAL　精査して反論するかどうか検討する

組合代理人が、組合間差別についての組合主張を補足説明

会社が解決案の提示にあたり、2 労組との間で異なる扱いが行われた事件について、組合側も録音データを保持しているので、反訳を提示し、お互い反訳の違う箇所を提出した。それぞれ録音器具を置く場所が違う。相手の声が聞こえていないかもしれない。

会社の主張でも「業務委託契約」という言葉そのものは 2 カ所しかない。会社側の録音を聞いても紛糾した中でチラッと言っているだけ。そういう意味では、この日に「業務委託契約」が解決に向けた新しい提案として提示された客観的な事実として認められるものではない。

申立書では株主総会（2022 年）の社長発言以降のでき事を指摘した。それ以前に 2 労組がどういうことを言っていたのかを追加し、話がほとんど進んでいたということを補充した。

組合から前回期日以降の状況と交渉内容を報告

- 株主総会に向けて 6 月 1 日から全国統一行動を展開し、52 か所で宣伝などが行われた。6 月 16 日には超党派の国会議員 21 名が赤坂社長に要請文を提出。2 名の議員が代表で JAL を訪れた。昨日の団交で、どう対応したのか質問したが、何もしていないとの返答。
- 株主総会では、出席した組合員の横に総務の方が張り付きマークしていた。株主の質問では 15 名指名された中で女性は一人だけ。解雇争議関連の質問はこれまでと違い一切取り上げられなかった。
- 昨日交渉が開かれたが、都労委の前日に開催するのは形式的。役員は出席せず中身のない交渉だった。こちらが質問すると、何の目的で質問するのかと返す等、異常な対応が目立つ。解雇時点での退職者数、在籍数も一切答えない。これまでの採用数については、「必要がないので公表しない。パイロットは 3 桁、客室乗務員は 4 桁になることは否定しない」こういう答え方しかしない。解決する意思があるのだろうか。人員削減数をなぜ隠してきたのかと質問すると、「答えるつもりはない」と。また、ILO166 勧告や 4 度の ILO 勧告は、「JAL グループの人権方針の適用範囲外である」と発言する一方、解雇された人の人権は尊重されると述べた。都労委には解決の方向にお力添えをお願いしたい。

調査で確認された事項

・会社側は組合の 2 つの反論書面に対し、精査した上で反論するかどうか検討する
・組合は次回までに証人申請書を提出する
・反論の中身次第であるが、委員会は、次回、審問の開催を含めた審査計画書の作成を検討する
・委員会から出された争点案に対し、修正の希望があれば書面で伝える

★次回は 10 月 5 日（木）10：00～